

医療機関 各位

綾川町 子育て支援課

病児保育事業に係る「診察情報提供書（医師連絡票）」について（依頼）

平素は当町の病児保育事業にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

当町では令和2年7月から「病児保育室ひだまり」（綾川町立滝宮こども園内）において、病児回復期等に自宅での保育が困難となった児童に対し、専用室にて一時的に保育を行う「病児保育事業」を実施しております。

本事業の実施にあたりまして、病児保育の必要性がある旨の確認をした上で児童をお預かりすることとなりますので、児童の症状について、情報の提供をお願い申し上げます。

つきましては、裏面「医療機関の方へ」をご覧ください、病児保育事業を利用する際に必要な「診察情報提供書（医師連絡票）」を保護者等が持参された場合は、発行していただくようよろしくお願いいたします

医療機関の皆様方にはお手数をおかけいたしますが、重ねてご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【連絡先】

〒761-2392

綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町役場 子育て支援課
病児保育担当

TEL 087-876-6510

医療機関の方へ

病児保育事業に係る「診療情報提供書（医師連絡票）」について

- ・本連絡票は、医科診療報酬点数表別紙様式12の2に準じた様式です。ご記入いただいた個人情報、病児保育事業の実施についてのみ利用します。
- ・診察した児童について、入院の必要性がなく、回復期にあるため、病児保育利用が可能であると認められる場合に限り、診療情報提供のため本連絡票に診療状況を記入の上、原本を児童保護者の方へお渡しください。（本連絡票は、児童の保護者から病児保育実施施設を経由し、綾川町に提出されます。）
- ・対象児童の居住する市町村（今回の場合、綾川町となります。）宛てに情報提供をした場合、診療情報提供料（I）を算定することができます。
- ・利用者の方からは、自己負担分の支払いを受けてください。なお、健康保険適用による診療の場合は自己負担分に対し、綾川町医療費助成（子育て支援医療費支給制度）の適用となります。
- ・小児科外来診療料を算定する場合は診療情報提供料（I）が含まれているため、診療情報提供料（I）を算定することはできません。（小児かかりつけ診療料についてはその限りではありません。）
- ・利用者の方1人につき月1回の算定となります。
- ・本連絡票の原本は上記のとおり綾川町保管となりますので、医療機関等において、カルテ等に添付して保管される場合はコピーでの保存をお願いします。

【病児保育室ひだまり（綾川町立滝宮こども園内）で受入れの出来ない症状の例】

- ・病状が重く、点滴等の医療行為（投薬以外）や入院加療が必要である。
- ・38.5℃以上の発熱がある。
- ・咳がひどく、呼吸状態が悪い。
- ・嘔吐がある、また下痢がひどく、脱水症状がある。
- ・伝染性の強い疾患の急性期（特に、次の疾患にあつてはそれぞれ掲げる期間を経過していない場合）
麻疹：解熱後3日を経過するまで 風疹：発疹が消えるまで 水痘：すべての発疹が痂皮化するまで
インフルエンザ：発熱後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
- ・その他、医師が受入れ不可と判断したもの。